

持続可能な社会の形成に向けた 金融行動原則 (21世紀金融行動原則)



環境金融行動原則起草委員会 [監修]

末吉竹二郎委員長からのメッセージ

21世紀と金融

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の誕生は誠に嬉しい。日本の金融にとって歴史的快挙である。では、なぜ、今「原則」なのか、その背景を考えてみたい。

改めて言うまでもなく、今ほど日々の暮らしが便利になった時代はない。今ほど人類がパワーを手に入れた時はない。これもあれも20世紀の経済発展のお蔭である。

その一方で、地球温暖化や生物多様性の問題、貧困や格差の拡大などかつて人類が経験したことのない深刻な地球規模の問題を発生させたのも同じ20世紀である。

不思議である。なぜ、20世紀は豊かさの陰で未曾有の問題を引き起こしてしまったのだろうか。

答えは明白である。それは20世紀の経済の在り方が間違っていたからである。無論、経済そのものがいけなかったのではない。経済の「成長の在り方」が間違っていたのである。

とすれば、21世紀の使命は20世紀が残した問題の解決である。なぜならば、それらの問題の解決なしには将来に明るい希望を持ってないからだ。

では、どうやって問題の解決を図るのか。それには成長至上主義に陥り外部不経済を無視し続けた20世紀型経済を、より長期的視点に立った持続可能な経済に入れ替えるしかない。

そこで金融の登場である。そもそも、金融の役割は「社会が必要とするところにお金を流す」ことだ。然も、扱うお金は自分のお金ではなく「社会のお金」だ。さればこそ、一層その責任の重さが増す。

その「金融の根源的機能」と「21世紀の使命」を重ね合わせる時、これからの金融の役割は明らかとなる。

それは地球や社会の「問題解決に本業を通じて取り組む」ことである。然も、そうすることが金融自身の発展にも繋がる。

元々、金融の責任は重い。なぜならば、金融の判断一つで、人々の生活や産業や社会、そして、国までもが変わり得るからである。

加えて、先の大震災である。分水嶺に立たされた日本は厳しい選択を迫られている。もし、日本が勇気をもって賢い選択をすれば陽は再び昇る。その作業において汗をかく。これが金融に求められる新たな責任である。

こう考えてくると、日本の金融が担うべき役割と責任の重さに肅然となる。

さて、この原則は金融で働く方々の熱い思いの結実である。一語一句がゼロからの手作りである。だからこそ、多くの金融機関に署名され、多くの金融人に実践して頂きたい原則である。

最後になりましたが、関係された皆さんに心からの感謝と尊敬の念を捧げるとともに、日本とその金融、ひいては21世紀に幸多からんことを切に祈ってやみません。

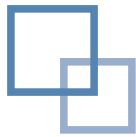
2011年10月

末吉竹二郎

環境金融行動原則起草委員会 委員長
(国連環境計画金融イニシアティブ特別顧問)

● 目 次 ●

持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）	2
業務別ガイドライン	5
運用・証券・投資銀行業務ガイドライン	6
保険業務ガイドライン	9
預金・貸出・リース業務ガイドライン	12
付 録	15
原則策定にあたっての補足	16
用語解説	18
環境金融行動原則起草委員会 参加金融機関・委員名簿	21



持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則 (21世紀金融行動原則)

はじめに

2011年3月11日東日本を襲った史上最大級の地震と津波は、自然災害を前に人間がいかに無力であるかを暴きだした。日常生活を支えてきた科学技術が、一転して人間社会に深刻な影響を与えたことも大きな衝撃だった。“3.11”が明らかにした文明社会の基盤の脆弱さを目の当たりにして、我々は皆持続可能性とは何か再考を迫られた。

翻って地球規模で考えると、気候変動や生物多様性の損失などが今後想像もできないほどの被害を引き起こす懸念がある。また、途上国を中心に貧困や感染症のリスクなども拡がっており、人間の安全保障に対する脅威は深刻化している。我々は震災からの復興とともに、地球規模の課題にも果敢に取り組んでいかねばならない。

日本と世界が直面する課題を重ね合わせるとき、それらに立ち向かうチャレンジは次なる飛躍へのターニングポイントとなる。震災からの復興活動を通じてエネルギーの持続可能な利用や生態系と調和した地域を再興できれば、21世紀型の社会システムとして世界に発信できるモデルになり得よう。ここに金融が社会から必要とされ信頼される存在であり続けるためのカギがある。我々は、持続可能な社会の形成を推進する取組みに21世紀の金融の新しい役割を見出すことができる。

前 文

持続可能な社会の基本は、明日を不安に思うことなく今日一日が生きられることにありと考える。とすれば現在世代は、自らはもとより将来世代の為にも人と地球を取り巻く様々な問題の解決に真摯に取り組み、自然と共生する安全で安心できる生活を目指していかねばならない。

元来、社会の基盤の一つはお金を媒介とした経済活動にある。社会を持続可能なものに変えていくにはお金の流れをそれに適合したものに変える必要がある。これこそ社会が必要とするところにお金を回すことで、社会の発展に寄与してきた金融本来の役割に他ならない。換言すれば、多様な金融サービスが効果的に提供されることで「社会の様々な資源が経済主体間や地域間、世代間をつないで最適に配分され、その結果、社会の持続可能性が高まる」と考える。

地球規模の問題解決において金融業界が連携を始めたのは1992年の国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）の設立に遡る。爾来、その活動は環境問題から社会問題、企業統治問題（いわゆる「ESG問題」）へと広がり、2006年には国連責任投資原則（PRI）の制定を主導した。また、プロジェクトファイナンスの分野でも、2003年にエクエーター原則（赤道原則）が制定された。このような動きを具体的な活動につなげ取組みを加速させて欲しい、これが金融業界を取り巻く社会の声である。そうした地球社会の要請に対し日本の金融業界はどのように応えていくべきか。世界有数の経済大国における金融部門としての責任は極めて大きい。

日本の金融業界の役割は二つある。第一は、日本自身を持続可能な社会に変えることへの貢献である。そのためには、生活基盤の安全を確保するための災害対応はもちろん、地域や国内産業が持続可能性を高め競争力を強めていくことをサポートする必要がある。第二は、グローバル社会の一員として地球規模で社会の持続可能性を高めることへの貢献である。そのためには、UNEP FIなどの国際的なイニシアティブと連携し、世界の環境・社会問題の解決に取り組んでいかなければならない。

こうした役割を果たす上で「予防的アプローチ」の視点に立つことは重要である。不確実性を含んだ科学的知見であっても、環境や社会に重大な影響を及ぼす可能性が高いと考えられる場合は、率直に耳を傾け、事業活動にも慎重な姿勢で臨むことが望ましい。これは将来予測の難しさが一層増してくる21世紀社会におけるリスク対応の基本となるべき考え方であり、それに基づくリスク管理の機能は金融サービスの新しい事業機会にもつながる。

また、環境や社会に配慮する取組みが経済的な価値を生み出すような新たな市場の構築にも、金融業界は自らのこととして積極的に貢献すべきだと考える。

本原則は、地球の未来を憂い、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動指針として策定された。また本原則は、業態、規模、地域などに制約されることなく、志を同じくする金融機関が協働する出発点となるように策定された。署名金融機関は、自らの業務内容を踏まえ可能な限り、以下の「原則」に基づく取組みを実践する。

原 則

1. 自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取組みを推進する。
2. 環境産業に代表される「持続可能な社会の形成に寄与する産業」の発展と競争力の向上に資する金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。
3. 地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする。
4. 持続可能な社会の形成には、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに自ら参画するだけでなく主体的な役割を担うよう努める。
5. 環境関連法規の遵守にとどまらず、省資源・省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取り組み、サプライヤーにも働き掛けるように努める。
6. 社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識するとともに、取組みの情報開示に努める。
7. 上記の取組みを日常業務において積極的に実践するために、環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上を図る。

以 上





業務別ガイドライン

持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則は、署名金融機関の具体的な行動がともなって初めてその目的が実現される。ゆえに、本原則では主要業務毎に行動の指針となる「ガイドライン」を合わせて策定した。署名金融機関は、各自の事業に関連する「ガイドライン」を参考に具体的な取り組みを実践するよう努める。

なお、本ガイドラインは、策定の趣旨に鑑み、署名金融機関による署名の対象には含まない。

運用・証券・投資銀行業務ガイドライン	6
保険業務ガイドライン	9
預金・貸出・リース業務ガイドライン	12

1. 事業側面と持続可能な社会実現

-  運用・証券・投資銀行業界は、金融商品市場の担い手として、資本市場の健全な発展に向けた社会的役割が期待されている。その一環として、企業価値に影響を及ぼしうる環境・社会・企業統治に関する課題（以下 ESG 課題）を適切に考慮することが、地球環境保護や資本市場の健全な育成・発展等につながるなど、持続可能な社会の形成に寄与するものと考えられる。
-  銀行・保険・資産運用会社等は、運用業務において、機関投資家として、長期的視点に立ち、受益者のために最大限の利益を追求する義務がある。例えば、投資判断を行う際、受託者責任に反しない範囲内で、ESG 課題を投資判断要素として考慮し、投資対象企業に対して積極的に働きかけを行うことを通じて、投資対象企業の ESG 課題への意識を高め、取組みを進展させることができる。また、投資対象となりうる全ての企業に対して、必要に応じて適切な ESG 関連の情報の開示を求めることが期待される。これらを達成するために、関連するステークホルダーと共に、ESG 情報の分析・活用手法の高度化、レベルアップを求めることが期待される。
-  証券会社は、証券業務において、投資者保護の観点から、投資者に対し金融商品販売を行うにあたって適切な情報を提供し、適切な判断が行われるよう促す責任を有している。この観点から、法令・諸規則等に従いつつ、金融商品・有価証券等の投資判断に必要と考えられる ESG に関する情報を、投資家等へ伝えることで、持続可能な社会の形成に寄与していくことが求められる。例えば、リサーチサービスにおいては、投資家におけるニーズに対応しつつ、ESG に関する必要な情報を提供することが期待され、また投資家へのセールスにおいては、こうしたリサーチ情報等を踏まえ、必要な ESG 情報を顧客に説明することが期待される。
-  投資銀行は、引受け・証券化商品の組成等の投資銀行業務において、適切な金融商品を資本市場に提供するゲートキーパーとしての役割が期待されている。また M&A アドバイザリー業務等いわゆるエージェントビジネス（代理人業務）では、顧客企業の依頼に基づいて業務運営を行う必要がある。こうした業務を行ううえでは、法令・諸規則等に従いつつ、対象となる取引における必要性や重要性等に応じて ESG 要素に関する情報を収集、分析し、業務へ反映していくことによって、持続可能な社会の形成に寄与していくことが期待される。

2. 具体的な取組み

上記課題に対応し、具体的な取組みを検討するにあたり、以下に掲げる業態共通または業態固有の既存の基準類を参考にする。

全業態共通基準

- ISO26000 社会的責任規格（2010年11月）
- 日本経団連「企業行動憲章 実行の手引き」（2010年9月改定）

業態独自基準

- 金融庁「企業内容等開示ガイドライン等」
- 金融商品取引所の適時開示規則
- 金融商品取引所の「コーポレートガバナンスに関する報告書」記載要領
- 中央環境審議会総合政策部会「環境と金融に関する専門委員会報告書」（2010年6月）
- 国連責任投資原則（PRI）
- 責任ある不動産投資（RPI）
- 日本証券業協会「自主規制規則（定款・諸規則等）」
- 投資信託協会「自主規制規則（定款・諸規則等）」
- 日本証券投資顧問業協会「自主規制規則（定款・諸規則等）」
- 日本証券業協会「証券業界における社会貢献活動への取り組みにあたって（基本的考え方）」（2009年9月）
- 日本証券業協会「証券業界の環境問題に関する行動計画」（2008年2月）
- 生命保険協会行動規範（2011年改定）
- 日本損害保険協会行動規範（2005年3月改定）

3. 取組事例の主な切り口

- (1) 本業の業務運営（商品・サービスの開発を含むがこれに限らない）において環境・社会への配慮を組み込む

<運用業務>

- 資産運用の基準や規程・要領に ESG 関連課題を反映し、投融資の判断プロセスに反映する
- ESG の観点を考慮することを議決権行使のガイドラインに明記する
- 投資先企業選定のための CSR レポートの分析による取組事例を蓄積し、自社の CSR 取組向上へ活用する
- 社外有識者から意見・アドバイスを受け、自社の ESG への取組向上に活用する
- 受託者責任に反しない範囲で、ESG を考慮した、持続可能な社会の形成に資する商品等に投資する

- 投資先企業に、ESG の情報開示等について積極的に働きかけ、取引先企業の ESG 課題に関する意識・取組みを促す

<証券／投資銀行業務>

- ESG 関連課題を投資家等に目論見書等を利用して説明する
 - ESG 関連課題（環境問題、マイクロファイナンス、社会問題（雇用、育児等）の改善・解決、災害被災地の復興支援）に寄与すること等を資金使途とした金融商品（債券、投資信託（SRI ファンド等）等）を開発、販売する
 - 投資信託の販売に伴う信託報酬等を、ESG 関連課題（上記と同様）の改善・解決に寄与すべく寄付するスキームを構築する
- (2) 業務プロセスに環境・社会への配慮を組み込む
- 目論見書の電子交付による紙資源使用の削減を促進する
 - 営業用資料／社内用資料用の紙や印刷物の環境配慮を推進する
 - IT 活用により、会議や社内書類のペーパーレス化を推進する
- (3) 社会へ情報を発信し、さまざまなステークホルダーに働きかける
- PRI 6 原則を踏まえた資産運用・活動について、社外への開示を行う
 - ESG を考慮した議決権行使の考え方・体制・行使結果等の社外への開示を行う
 - 運用にかかわる国際的イニシアティブへ参加する
 - 環境・持続可能性関連商品の目的や効果についての適切な表示・開示を行う
 - 環境や持続可能性に関する普及啓発（学生、ビジネスマン向けセミナー等）を推進する
 - 地域社会及び他団体が実施する環境保護活動等、社員参加型の社会貢献活動を推進する
 - ホームページで投資家への情報提供を行う

以 上

保険業務ガイドライン

1. 事業側面と持続可能な社会実現

✎ 保険業界は、リスクを経済的価値により評価し、管理し、保有するリスクファイナンスの提供や、膨大な損害データを使った損害防止や防災などのリスクソリューションサービスの提供、予防医療・健康情報の蓄積や医療機関ネットワークなど、他の金融セクターのなかでも、リスクに特化した特徴的な機能役割をもっている。

✎ 一方、新たな社会的課題（または ESG 課題）は、気候変動の緩和・適応、資源・エネルギー・食料問題、貧困問題、社会的疎外、少子高齢化・地域の過疎化、医療・年金・介護・健康問題、安全・防災、人権など、幅広くかつ複雑である。それらの解決に、上記の保険業界の機能・役割を活かすことが可能である。例えば、気候変動における適応やマイクロインシュアランスに関して、世界的に保険の役割が注目されている。また国内でも、高齢化社会の進行により、医療・年金・介護など社会保障制度を補完する保険業界の役割はますます高まっている。

✎ また、投融資などの他の金融機能との組み合わせや、政策との連動、国際機関や NGO/NPO との連携など、さまざまなセクターと連携することで、より効果的な役割の発揮が可能となる。

✎ これらにより、保険業界は、長期的にリスクを軽減し、インクルーシブ（包摂的）で持続可能なグローバル社会、安全・安心で活力あふれる地域社会の形成に寄与していくことが求められる。

2. 具体的な取組み

上記課題に対応し、具体的な取組みを検討するにあたり、以下に掲げる業態共通または業態固有の既存の基準類を参考にする。

全業態共通基準

- ISO26000 社会的責任規格（2010年11月）
- 日本経団連「企業行動憲章 実行の手引き」（2010年9月改定）

業態独自基準

- UNEP FI（国連環境計画・金融イニシアティブ）の PSI（持続可能な保険原則）（2012年6月）
- 生命保険協会行動規範（2011年改定）
- 生命保険業界の環境問題における行動指針（2006年11月）
- 生命保険業界の低炭素社会実行計画（2011年2月）

- 日本損害保険協会行動規範（2005年3月改定）
- 日本損害保険協会環境方針（2006年6月）
- 損害保険業界の環境保全に関する行動計画（2006年3月）
- 日本損害保険協会環境部会の活動の方針及び計画

3. 具体的事例の参考文献

参考文献

- UNEP FI の PSI ケーススタディ集：The Principles in action -- Case studies from around the world（2011年3月）
- UNFCCC 事務局への提言：Input from the United Nations Environment Programme and the United Nations Environment Programme Finance Initiative（2011年2月）
- CERES レポート 保険会社の気候変動への取組み～リスクからチャンスへ～：A Ceres Report From Risk to Opportunity 2008：Insurer Response to Climate Change（2009年9月）
- 金融庁の CSR アンケート結果：金融機関の CSR 実態調査結果の概要（2006年2月）
- 損保協会および生保協会ホームページ・各社 CSR 報告書等に記載された活動例

4. 取組事例の主な切り口

署名会社は、以下それぞれの切り口で主体的に取り組むことが推奨される。

- (1) 本業の商品・サービスの開発において環境・社会への配慮を組み込む
 - 環境技術の開発にともなうリスク、新しい環境ビジネスに関連したリスクを軽減するような保険の普及と、それを促進する政策の提言に努める
 - 現状の保険引受、料率算定プロセスと ESG 課題との関係性を評価する
 - リスク・脆弱性の評価、ロスプリベンション、ロスコントロールサービス、BCM（事業継続マネジメント）といったリスクソリューションサービスと ESG リスクを関連付ける
- (2) 業務プロセスに環境・社会への配慮を組み込む
 - 申込書、約款、証券、マニュアル等、会社や代理店がお客さまに適切な説明を行うための保険契約関係書類をはじめ、バリューチェーン全体で使う紙などの持続可能な資源使用を推進する
 - オフィスや社有車、人の移動・物流などから排出される CO2 の削減計画を立案、実践する
- (3) 社会へ情報を発信し、さまざまなステークホルダーに働きかける
 - CSR 報告書を発行するなど、自社の取組みについての情報開示を行う
 - 保険にかかわる国際的イニシアティブに参加する
 - 植林活動、地域の自然保護活動、生物多様性の保全活動など、社員参加型の社会貢献活動を推進する

- 防災分野を担う人材育成、地震保険等の一層の普及啓発（学校教育・消費者教育など）を推進する
- 損保業界におけるエコ安全ドライブを推進する
- 損保業界におけるリサイクル部品活用推進に取り組む
- 医療・介護分野を担う人材育成・支援および医療・介護保険等の一層の普及啓発（医療機関等への支援、学校・消費者教育等）に努める
- 病気予防・検診の普及啓発（研究・医療機関への支援・情報提供、学校教育・消費者教育等）に努める

以 上

預金・貸出・リース業務ガイドライン

1. 事業側面と持続可能な社会実現

預金・貸出・リース業務に携わる金融機関には、本業を通じて、環境・社会問題の解決に貢献することが期待されている。その役割は、業務内容や顧客特性に応じて多岐に亘るが、各署名会社が社会の持続可能性に配慮した金融仲介機能（情報生産機能、リスク負担機能）の発揮に努めることにより、資金の出し手、受け手双方に様々な好影響をもたらすことが期待出来る。

環境対策を始め、社会の持続可能性に資する分野において生じる新たな資金需要に応えるための仕組みの開発、リスク分析能力を活かしたプロジェクトの適切な誘導、あるいは、リース機能を活用したエコプロダクツの普及促進など、持続可能な社会実現に向けた対応は、文字通り預金・貸出・リース業務にとって、本業の遂行のなかで追求しうる課題である。

2. 具体的な取組み

上記課題に対応し、具体的な取組みを検討するにあたり、以下に掲げる業態共通または業態固有の既存の基準類を参考にする。

全業態共通基準

- ISO26000 社会的責任規格（2010年11月）
- 日本経団連「企業行動憲章 実行の手引き」（2010年9月改定）

業態独自基準

- 全国銀行協会「行動憲章」（2005年11月）
- 全国銀行協会「銀行業界の環境問題に関する行動計画」（2001年9月）
- 全国信用金庫協会「信用金庫業界の環境問題に関する行動計画」（2007年7月）
- 全国信用金庫協会「信用金庫の環境問題への取組みに関する指針」（2010年11月）
- 全国信用組合中央協会「信用組合業界の環境問題に関する行動計画」（2007年10月）

3. 取組事例の主な切り口

署名会社は、以下に例示されるような切り口で主体的に取り組むことが推奨される。

- (1) 本業の商品・サービスの開発において持続可能性への配慮を組み込む
 - 融資先企業の環境・社会に配慮した経営手法や設備の導入、関連ビジネスの競争力強化の取組みを支援する

- 環境リスクの高まりが、取引先企業の経営等に与える影響の把握に努める
 - 大規模な開発案件への融資については、そのプロジェクトが社会・環境に与える影響を評価し、影響が著しい場合には融資先に対して対策を求めるなど必要な措置を講ずる
 - 様々なステークホルダーと連携し、地域における資金循環の確保に努める
 - 環境関連インフラの整備など、持続可能な社会の構築に重要な分野における新たな資金需要に応えるための金融の仕組みを提供する
 - エコ預金など、持続可能な社会形成に資する金融商品を開発・普及促進する
 - リース業務においては、リースの持つ金融機能と設備調達機能を活用し、環境性能の高い機器・設備の普及や、省エネルギー・省資源化の取組み支援、リース終了後の物件の3Rと適正処理の推進などにより、持続可能な社会に寄与する
- (2) 業務プロセスに持続可能性への配慮を組み込む
- 申込書、約款、証券、マニュアル等、バリューチェーン全体で使う紙などの資源について、グリーン調達に留意し、使用量削減や再資源化に取り組む
 - オフィスや社用車、人の移動・物流などから排出されるCO₂の削減計画を立案、実践する
 - 店舗、備品等の調達に際し、資源の循環利用に留意するなど、設備投資における環境性能を考慮する
- (3) 社会へ情報を発信し、さまざまなステークホルダーに働きかける
- 環境関連商品の目的や効果についての適切な表示・開示を行う
 - お客様と協力し、店舗の節電や帳票のペーパーレス化など、環境負荷低減に取り組む
 - 環境問題に関する普及啓発活動（学校教育・消費者教育など）に努める
 - 地域の自然保護活動、生物多様性の保全活動など、社員参加型の社会貢献活動を推進する
 - 環境に関する情報を企業間で仲介することにより、環境産業の発展に資するよう努める
 - お客様へ環境問題に関する国内外の情報等を紹介することにより、お客様の環境問題に対する認識の向上に資するよう努める

以上

付 録

原則策定にあたっての補足	16
用語解説	18
環境金融行動原則起草委員会 参加金融機関・委員名簿	21

原則策定にあたっての補足

1 経緯

中央環境審議会「環境と金融に関する専門委員会（委員長：末吉竹二郎国連環境計画金融イニシアティブ特別顧問）」では、環境大臣からの諮問を受け、我が国における環境と金融のあり方について議論が重ねられました。そして、2010年夏に取りまとめられた報告書「環境と金融のあり方について～低炭素社会に向けた金融の新たな役割～」において、環境金融への取組みの輪を広げていく仕組みとして「環境金融行動原則」の策定が提言されました。

この提言を受け、末吉竹二郎氏を発起人として、参加が呼びかけられ、その趣旨に賛同した幅広い金融機関が起草委員会に自主的に参加することとなりました。この起草委員会は、金融持株会社、銀行、信託銀行、協同組織金融機関、証券会社、保険会社、資産運用会社を含む幅広いメンバーで構成され、環境省がその事務局機能を担いました。

起草委員会は、2010年9月から、2011年10月まで計7回にわたって開催され、参加金融機関を増やしながらか、活発な議論が行われました。また、業務ごとのワーキンググループにおいて業務別のガイドラインに関する検討も積極的に行われ、最終的に「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」が完成しました。

各起草委員会における議論の内容

第一回（2010年9月2日）	原則策定の目的について
第二回（2010年10月21日）	起草の検討方針について
第三回（2010年12月21日）	原則の構成について
第四回（2011年2月22日）	原則の内容について
第五回（2011年6月13日）	原則の内容について
第六回（2011年9月15日）	原則・ガイドライン・運営規程について
第七回（2011年10月4日）	原則・ガイドラインの採択

※別途、総論・フォローアップワーキンググループ、預金・貸出・リース業務ワーキンググループ、運用・証券・投資銀行業務ワーキンググループ、保険業務ワーキンググループを計17回開催。

2 持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則の構成について

(1) 「はじめに」と「前文」について

「はじめに」は、移りゆく時代背景を反映し、時勢にあった重要性（マテリアリティ）の高い課題に言及することにより、きたるどの時代においても金融機関が果たすべき役割を示すことができるように可変性を持たせたものです。

一方、「前文」は、この「原則」が作成されることとなった背景を説明したものであり、持続可能な社会と金融機関の役割の関係を記載した普遍的な内容になっています。

(2) 「基本原則」と「ガイドライン」について

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」は、「原則」と「業務別ガイドライン」から構成されています。「原則」は、署名金融機関等が賛同する内容であり、「ガイドライン」は、その「原則」を具体的にどのように実践するのかを示したものです。署名金融機関等は、具体的な金融行動を実践するに当たり、「ガイドライン」を参考にしながら実務的に事業活動を通して取り組むことが期待されます。

なお、「ガイドライン」は、策定の趣旨に鑑み、署名金融機関による署名の対象には含まれません。

3 持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則と UNEP FI、PRI のような国際的なイニシアティブとの関係について

本原則は、UNEP FI や PRI のような国際的なイニシアティブと方向性を一にしています。

日本で業務を行う金融機関は、地球規模での持続可能性の問題に関して金融機関としての役割と責任を負っていると同時に、日本経済や地域経済における役割と責任を有しています。各金融機関が地域における役割を果たすことなしに、地球規模の問題の解決に貢献することはできません。Think Globally, Act Locally という言葉の通り、国際的なイニシアティブと理念を共有した上で、持続可能な金融の取組みを各地域社会にまで定着させることを本原則は目指しています。

日本の金融機関が国際的なイニシアティブにより積極的に参加していくと共に、日本におけるプラットフォームとしての金融行動原則を策定することには、例えば下記のメリットが考えられます。

- グローバルな動きも踏まえつつ、日本の金融の実情に合わせて、持続可能な金融の取組みの実践やそれに関する情報交換等を進めることができる。
- 機関投資家による投資、プロジェクトファイナンスなど投融資の形態ごとにではなく、金融界全体で一つのプラットフォームを作ることで、日本で「持続可能な社会の形成に向けた金融」という取組全体を進めていく機運の拡大につながる。
- 一足飛びにグローバルな行動原則への参加までは踏み出しにくい小規模な地域金融機関等にとって、環境金融の取組みを進める足がかりになる。

1 持続可能な社会

国連環境計画（UNEP）において我が国がその設置を提唱して発足した「環境と開発に関する世界委員会（WCED）」により 1987 年に公表された報告書「地球の未来を守るために（Our Common Future）」によれば、「持続可能な開発」は、「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことがないような形で、現在の世代のニーズも満たせるような開発」¹と定義されています。

なお、1980 年に発表された国際自然保護連合（IUCN）、UNEP 及び世界自然保護基金（WWF）の「世界環境保全戦略」は、「持続可能な開発」の考え方を初めて広く訴えたものですが、1991 年にその改訂版として発表された「かけがえない地球を大切に（新世界環境保全戦略）」では、「持続可能な社会」の基本原則として次の 9 点を挙げています²。

- 生命共同体を尊重し、大切にすること
- 人間の生活の質を改善すること
- 地球の生命力と多様性を保全すること
- 再生不能な資源の消費を最小限に食い止めること
- 地球の収容能力を越えないこと
- 個人の生活態度と習慣を変えること
- 地域社会が自らそれぞれの環境を守るようにすること
- 開発と保全を統合する国家的枠組みを策定すること
- 地球規模の協力体制を創り出すこと

このように、持続可能な経済社会を作るための社会的枠組みに必要な条件については、21 世紀環境立国戦略などを含め、様々な角度から国内外での検討が深められてきています。

2 生物多様性

生物多様性条約では、生物多様性を「すべての生物の間に違いがあること」と定義しており、3つのレベル（生態系、種、遺伝子）での多様性があるとしています³。

3 国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）⁴

UNEP FI は、UNEP の FI 宣言に署名している世界の 200 社以上の金融関係機関との間に協力体制を確立していく組織です。UNEP FI は 1992 年に UNEP によって設立され、その目的は、金融機関の様々な業務において、環境及び持続可能性に配慮した望ましい業務のあり方を模索し、これを普及、促進していくことです⁵。

1 Our common future（通称ブルントラント報告書）（1987）

2 環境白書第 4 章 2 節 1：<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/honbun.php3?kid=204&bfig=1&serial=8288>（1992 年 5 月）

3 「いのちは支えあう 生物多様性国家戦略 2010」環境省自然環境局（2010 年 3 月 16 日）

4 United Nations Environment Programme Finance Initiative：<http://www.unepfi.org/>

5 EIC ネット：<http://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&serial=2949>

4 ESG 問題

2000年、グローバル化に起因する様々な問題を解消しつつ、より持続可能で包括的なグローバル経済の確立を目指すことを目的として、当時のコフィー・アナン国際連合事務総長の提唱による「グローバル・コンパクト⁶」が発足しました。その趣旨を受け、2004年、国連と世界の主要金融機関が共同で作成した報告書「Who Cares Wins」⁷の中で、Environmental（環境）、Social（社会）、Governance（統治）の3つの問題に配慮した「責任ある投融資」の重要性が示されました。それ以降、環境や社会の持続可能性に関わる様々な課題は、3つの頭文字をとって「ESG問題」と呼ばれています。

5 国連責任投資原則（PRI）⁸

上記の「グローバル・コンパクト」の流れを受けて、2006年にアナン事務総長（当時）が金融業界に働きかけて実現したイニシアティブです。機関投資家の意思決定プロセスにESG課題を受託者責任の範囲内で反映させるべきとした世界共通のガイドライン的な性格を持っており、以下の6つの原則によって構成されています⁹。

1. 私たちは投資分析と意思決定のプロセスにESG課題を組み込みます。
2. 私たちは活動的な（株式）所有者になり、（株式の）所有方針と（株式の）所有慣習にESG課題を組み込みます。
3. 私たちは、投資対象の主体に対してESG課題について適切な開示を求めます。
4. 私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行います。
5. 私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します。
6. 私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します。

世界各国のアセット・オーナー、運用会社等、この原則の署名機関は900社以上に達しています。

6 エクエーター原則（赤道原則）¹⁰

赤道原則とは、プロジェクトファイナンスにおいて、開発等にもなう環境負荷を回避・軽減するために、環境社会影響のリスクを評価・管理することを定めた国際的な行動原則のことです。赤道原則を採択した金融機関は、プロジェクトファイナンス案件において、世界銀行グループの国際金融公社（IFC）¹¹が制定する環境社会配慮に関する基準・ガイドラインに基づいて開発等を行うようにプロジェクト関係者と協議し、融資に当たってのリスク水準を評価することが求められます。

7 予防的アプローチ¹²

科学的知見は常に深化するものである一方、常に一定の不確実性を有することは否定できません。しかしな

6 United Nations Global Compact : <http://ungcn.org/>

7 Who Cares Wins : http://www.ifc.org/ifcext/sustainability.nsf/Content/Publications_Report_WhoCaresWins

8 Principles for Responsible Investment : <http://www.unpri.org/>

9 国連責任投資原則日本語訳 : <http://www.unpri.org/principles/japanese.html>

10 赤道原則（Equator Principles）日本語訳 : http://www.equator-principles.com/resources/equator_principles_japanese.pdf

11 International Finance Corporation : <http://www.ifc.org/japanese>

12 環境基本計画第2章第3節3 : http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/kakugi_honbun20060407.pdf（2006年4月17日）

がら、不確実性を有することを理由として対策をとらない場合に、問題が発生した段階で生じる被害や対策コストが非常に大きくなる問題や、地球温暖化問題のように、一度生じると、将来世代に及ぶ取り返しがつかない影響をもたらす可能性がある問題についても取組みが求められています。

1992年のリオ宣言¹³の第15原則では、「環境を保護するため、予防的方策は、各国により、その能力に応じて広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可避免的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きな対策を延期する理由として使われてはならない」としています。

したがって、このような問題に対しては、完全な科学的証拠が欠如していることをもって対策を延期する理由とはせず、科学的知見の充実に努めながら対策を講じるという、予防的な取組方法の考え方に基づく対策を必要に応じて講じます。予防的な取組方法の考え方に基づく対策が必要になるような場合には、どの程度の不確実性があるのかも含めた、それぞれの時点において得られる最大限の情報を基にしつつ、迅速に具体的な対策の検討を進めていく必要があります。

8 ステークホルダー

ステークホルダーとは、組織の利害と行動に直接的または間接的に利害関係を有する者をいい、一般に、企業に関するステークホルダーとしては、①従業員、②取引先、③消費者、④投資家、⑤行政、⑥環境、⑦社会一般等が想定されています。環境配慮やCSRに関する問題が注目される昨今、企業が事業活動に当たって多様なステークホルダーとの関係を調整する必要性は高くなっています。

9 サプライヤー

一般にサプライヤー（調達先）とは、企業が事業を行う上で必要なあらゆるものを調達する先をいいますが、ここでいう金融機関にとっての調達先は、資金調達以外の事業を行う際に必要な備品等の購入先を指します。

企業が環境問題をはじめとするESG問題に対処するに当たって、個別の企業がそのバリューチェーン全体が持つESG問題を解決しようとする時、通常その影響力を行使できる範囲は自社の事業範囲に限られます。例えば、金融機関が大規模なデータセンターを建設する場合、データセンターに使われる機器や設備の製造段階やその原材料採掘におけるESG問題への対応について、当該金融機関の影響力を及ぼすことには限界があります。しかし、地球規模のESG問題を解決するためには、こうしたバリューチェーン全体でのマネジメントこそ重要との認識が広まっており、金融機関においても自社内の取組みのみならず自社の調達先でのESGへの取組みに注目していくことが重要です。

13 Rio Declaration on Environment and Development（リオ宣言）：<http://www.unep.org/Documents.Multilingual/Default.asp?documentid=78&articleid=1163>

環境金融行動原則起草委員会 参加金融機関・委員名簿

金融機関名	氏名
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	布施 賢一郎、林 久美子
オリックス株式会社（※1）	三岡 美樹
オリックス銀行株式会社	兒嶋 恒
株式会社京葉銀行	－
株式会社滋賀銀行	西堀 武
株式会社静岡銀行（※2）	中村 泰昌
シティグループ証券株式会社／シティ資本市場研究所	藤田 勉
静清信用金庫	亀山 祐次
西武信用金庫	高橋 一朗
株式会社損害保険ジャパン	関 正雄（保険業務ワーキンググループ座長）
第一生命保険株式会社	稲垣 精二
太陽生命保険株式会社	根釜 健
株式会社大和総研	河口 真理子（運用・証券・投資銀行業務ワーキンググループ座長）
中央三井トラスト・ホールディングス株式会社（※3）	大川 雅之
東京海上日動火災保険株式会社（※4）	長村 政明
日興アセットマネジメント株式会社	坪井 亜紀子
日本興亜損害保険株式会社	伊東 正仁
株式会社日本政策投資銀行	竹ヶ原 啓介（預金・貸出・リース業務ワーキンググループ座長）
野村ホールディングス株式会社	松古 樹美（運用・証券・投資銀行業務ワーキンググループ座長）
株式会社八十二銀行	林 至
株式会社みずほフィナンシャルグループ	佐古 智明
三井住友アセットマネジメント株式会社	南 博史
三井住友海上火災保険株式会社（※4）	福原 健一
株式会社三井住友銀行	條 晴一
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	金井 司（総論フォローアップワーキンググループ座長）
株式会社三菱東京UFJ銀行	今井 幸夫、岡田 正記
三菱UFJ信託銀行株式会社	竹内 昌也、黒田 健、大石 良直
株式会社横浜銀行	山下 明良、野澤 康隆、八幡 昇

（※1）第5回起草委員会より参加

（あいうえお順、敬称略）

（※2）第6回起草委員会より参加

（※3）平成23年3月現在

（※4）第7回起草委員会より参加

ワーキンググループ参加金融機関・委員名簿

金融機関名	氏名
SMBC 日興証券株式会社	山田 昌輝
株式会社静岡銀行	池田 正嗣
中央三井アセット信託銀行株式会社	関 雄二郎
東京海上日動火災保険株式会社	岩間 研
ニッセイアセットマネジメント株式会社	木村 和広、楠瀬 昌樹
株式会社ニッセイ基礎研究所	川村 雅彦
野村アセットマネジメント株式会社	赤星 真一
みずほ証券株式会社	小林 博之
みずほ信託銀行株式会社	岩村 伸一
三菱 UFJ リース株式会社	秋元 肇

(あいうえお順、敬称略)

オブザーバー
金融庁
経済産業省
国土交通省

謝 辞



「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」の作成プロセスにあたって、サステナブル金融に詳しいPwC UK（当時）のAndré Abadie氏、環境ビジネスウイメンの代表理事の崎田 裕子氏と事務局長の善養寺 幸子氏、ワーカーズキャピタル責任投資ガイドラインの策定に関与された日本労働組合総合連合会の竹詰 仁氏、独立行政法人国際協力機構の地球環境部長の江島 真也氏、元金融庁長官で株式会社プライスウォーターハウスクーパース総合研究所理事長の五味 廣文氏におかれましては大変有用で貴重な知見やご意見を賜りました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

環境金融行動原則起草委員会事務局 環境省 [編著]

発行月 2011年12月